

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

ブランド品を注文したのに偽物が届く インターネット通販トラブル

インターネット通販における「偽物」に関する相談が多数寄せられています。そのうち「代引き配達」の利用によるトラブルが増加しています。

【偽物が届く通販サイトの特徴】

- ▼価格が大幅に値引きされている
- ▼日本語の文章表現が不自然
- ▼代引き配達しか選択できない
- ▼送り状の依頼人が販売業者名と異なる



【受け取り時の注意点】

配達業者に代金を支払い、商品を受け取ってしまうと、「偽物」だとわかっていても返金は困難になります。代金を支払う前に送り状の「依頼人」を確認し、販売業者名と異なる場合は代金を支払わず、受け取りを拒否しましょう。

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料消費生活相談 要予約

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです
とき＝1月4日⑩13:30～16:30
ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）
予約先＝同センター（☎28-9110）
※12月27日⑩15:30までに予約してください